
商店街づくり

商店街づくり	1
戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	2
中小商業活力向上補助金	4

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金

目 的

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地の活性化に関する法律に規定する内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、地域の自治体、商店街、商業者又は地権者などの幅広い関係者と連携を図りながら実施する商業施設又は商業基盤施設の整備事業及び商業等の活性化に寄与する事業に対して支援するものです。

対 象 者

民間事業者、商工会議所、商工会、商店街振興組合等

※事業区分により一部補助事業者の要件が異なりますので、ご確認ください。

支援内容

●施設整備事業（ハード事業）

①来街者又は居住者利便施設

教養文化施設、来街者又は居住者を誘導及び滞留させるための施設など

②商業等業務円滑化施設

協働荷さばき場、ストックヤードなど

③商業街・商業集積の活性化に資する施設

商業インキュベーター施設、ナントミックスに資する施設など

●活性化支援事業（ソフト事業）

①商店街等活性化支援

民間事業者が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業、商店街環境向上事業（老朽化したアーケードの撤去）等の実施により、商業等の活性化を図る事業

②空き店舗活用支援

組合等、特定非営利活動法人又は社会福祉法人が商店街等の空き店舗等を活用して行うチャレンジショップ事業等を実施する事業や、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

③中心市街地活性化協議会事務局支援

中心市街地活性化協議会の事務局を担う者が行う、商業や中心市街地活性化に関する専門的知識を有し、中心市街地活性化事業を一体的に管理・運営できる外部人材を活用する等の事業

補助額

①民間事業者向け支援

【施設整備事業】

補助対象経費の 1/2 以内 下限額 1,000 万円（事業費で 2,000 万円）

*まちづくり会社等向け支援については

補助対象経費の 2/3 以内 下限額 2,000 万円（事業費で 3,000 万円）

【活性化事業】

補助対象経費の 1/2 以内 下限額 150 万円（事業費で 300 万円）

②中小企業者（組合等）向け支援

【施設整備事業】

補助対象経費の 2/3 以内 下限額 2,000 万円（事業費で 3,000 万円）

【活性化支援事業】

補助対象経費の 2/3 以内 下限 200 万円（事業費で 300 万円）

活用のポイント

- 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地の区域内において実施する事業に限ります。
- 本事業は公募を行い、外部有識者等による審査会での審査結果を踏まえて交付先を決定します。

申請時期

2 月、5 月頃（平成 22 年度実績）

フロー図等



問い合わせ先

沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課

T E L 098-866-1731 F A X 098-860-3710

中小商業活力向上補助金

(中小商業活力向上支援事業・中小商業活力向上施設整備事業)

目 的

商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化、高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等、集客力向上又は売上増加の効果の取組を支援することにより、商店街の活性化を図ることを目的として実施するものです。

対 象 者

商店街振興組合、商工会・商工会議所、民間事業者等

※ 事業区分により一部補助事業者の要件が異なりますので、ご確認ください。

支援内容

商店街における中小商業の活性化を図るとともに、以下の社会課題に対応する事業が支援対象です。事業の種類は施設整備事業（ハード事業）と活性化支援事業（ソフト事業）に区分されます。

- ① 少子化
- ② 高齢化
- ③ 安全・安心
- ④ 地域資源活用・農商工連携
- ⑤ 創業・人材
- ⑥ 環境

●施設整備事業（ハード事業）

①組合等が実施する施設の整備

アーケード、ファサード整備、街路灯、カラー舗装、駐車場、イベント広場、交流施設（コミュニティ施設、多目的ホール、情報センター、展示場、会議室、研修室、カルチャー教室、児童遊戯施設、休憩施設 等）、商業インキュベータ、店舗（テナントミックスに資するものに限る）、公衆便所 等

②組合等又は民間事業者が実施する施設の整備

バリアフリー対応施設、防犯対応施設、地域資源を活用し商店街等の活性化を図る事業に必要な施設及び設備、農商工連携により商店街等の活性化を図る事業に必要な施設及び設備、環境リサイクル対応設備、ポイントカードシステム 等

●活性化支援事業（ソフト事業）

①商店街活性化支援

イベント事業、福祉・コミュニティビジネス事業、商店街マネジメント事業、商店街人材育成事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業

②空き店舗活用支援

商店街等の空き店舗等を活用して行う、商店街等の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ、コミュニティ施設（保育サービス、高齢者交流施設等）、地域農産品のアンテナショップ等）を設置・運営する事業

③アーケード等撤去支援

被災・老朽化したアーケードを撤去し、安全確保・まちなみ創造・景観向上を推進し、商店街の活性化を図る事業。

【補助率】 国 2 / 3、1 / 2、1 / 3

- ・補助率 1 / 3・・・1つの社会課題に対応した事業
- ・補助率 1 / 2・・・複数の社会課題に対応した事業
- ・補助率 2 / 3・・・複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法※の認定を受けて実施する事業

※ 「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」の認定申請は随時受け付けています。認定までの所要期間を踏まえ、お早めにご相談ください。

【補助額】 上限額 2 億円 下限額 100 万円

活用のポイント

- 対象事業は、市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること、市町村等が実施する事業との連携が図られていること及び単に一事業者の取り組みに留まらず、地域の商業活性化への波及が見込めるものであることなどを要件とします。
- 補助事業の実施場所としては、「商店街」の体をなしているところの他、共同店舗や問屋街等も対象となります。
- 本事業は公募を行い、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し交付先を決定します。

申請時期

2月、4月、8月頃（平成22年度実績）

フロー図等



問い合わせ先

沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

TEL 098-866-1731 FAX 098-860-3710